

岡山県公報

発行



目次

告示

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

○ 特定計量器定期検査

【公告】

○ 覧 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦

○ ○ 県営土地改良事業計画の総覧
公共測量の終了

○ 宅地建物取引業

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の
完了

耕
地
課
經
營
支
援
課

担当課（室）

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和八年一月二十七日

指定を辞退した医療機関
名 称
グリーン在宅クリニック

所 在 地
倉敷市昭和一丁目三七

岡山県知事 伊原木 隆 太
辞退年月日
令和七年十二月三十一日

伊原木 隆 太

令和8年1月27日 岡山県公報 第12772号

◎岡山県告示第三十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり（以下「非自動はかり等」という。）とする。

令和八年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆太

定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場所	期日
美咲町 久米南町 西粟倉町 奈義町 勝中央町 和氣町 作磐町 前市 社市 磐市 市原市 總井市 津山市 市 市 市 市 市 市 市	岡山県計量管理センター（岡山市北区芳賀五三〇一一番地）（ただし、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる場合にあつては、その特定計量器の所在の場所）	令和八年四月一日から令和九年三月三十日までの期間内において別途指定する日

備考 ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり等の定期検査については、指定

定期検査機関である一般社団法人岡山県計量協会が実施する。

令和8年1月27日 岡山県公報 第12772号

〔三四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、
次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- | | | |
|-----|----------------------------------|--|
| 1 | 大規模小売店舗の名称及び所在地 | 名称 スーパーセンタートライアル勝央店
所在地 勝田郡勝央町岡字鳥居前四八九一 ほか |
| 2 | 届出者の名称、住所及び代表者の氏名 | 名称 株式会社トライアルカンパニー
住所 福岡県福岡市東区多の津一丁目一二番二号
代表者の氏名 代表取締役 石橋 亮太 |
| 3 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名 | 名称 株式会社トライアルカンパニー
住所 福岡県福岡市東区多の津一丁目一二番二号
代表者の氏名 代表取締役 石橋 亮太 |
| 4 | 大規模小売店舗の新設をする日 | 令和八年九月十日 |
| 5 | 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 | 四千二百九十平方メートル |
| 6 | 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 | 駐車場の収容台数 二百三十五台
駐輪場の収容台数 四十八台
荷さばき施設の面積 二百四平方メートル
廃棄物等の保管施設の容量 五十五・五三立方メートル |
| 7 | 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 | 大規模小売店舗の自動車の出入口の数 二箇所
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前零時 |
| (1) | 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 | 午後十二時（二十四時間） |
| (2) | 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前零時から午後十二時まで（二十四時間） |
| (3) | 駐車場の自動車の出入口の数 | 二箇所 |
| (4) | 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | 午前零時から午後十二時まで（二十四時間） |
| (5) | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 | 午前零時から午後十二時まで（二十四時間） |

二 届出年月日

- 1 令和八年一月九日
2 縦覧の場所

令和八年一月二十七日から同年五月二十七日まで

三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び勝央町産業建設部並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ

令和八年1月27日 岡山県公報 第12772号

〔三五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
この公告に係る決定に對して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に對して審査請求をすることができる。

令和八年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- | | |
|------------|-------------------------------|
| 一 事業及び地区名 | 県営土地改良事業（ため池整備（一般） 湯舟池地区） |
| 二 縦覧に供する書類 | 県営土地改良事業（ため池整備（一般） 湯舟池地区） 計画書 |
| 三 縦覧の期間 | 令和八年一月二十七日から同年一月十七日まで |
| 四 縦覧の場所 | 岡山市役所 |

令和8年1月27日 岡山県公報 第12772号

〔三六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和八年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	終了年月日
久米郡美咲町西川 地内	公共測量（基準点測量）	令和七年十二月二十六日

令和8年1月27日 岡山県公報 第12772号

〔三七〕宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和八年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 宅地建物取引業者名

商号又は名称

合同会社アーツ住建

代表者名

久常 哲平

事務所の所在地
岡山市南区豊成一―六―一六
エメラルドマンション豊成一
階一〇二号

二 一に掲げる者は、事務所の所在地を確知できないので、令和八年二月二十七日までに知事に申し出ること。

三 二に規定する申出がない場合は、一に掲げる者に係る宅地建物取引業者の免許は、これを取り消す。

令和8年1月27日 岡山県公報 第12772号

〔三八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年一月二十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤磐市高屋字屋田四五二番六、四五四番七

二 許可を受けた者の住所及び氏名
岡山市北区今保三四六番地一センテンシア今保二〇一号室

光畠 敦史

光畠 早希

許可年月日及び許可番号

令和七年十月二十七日岡山県指令建指第一七六号

令和8年1月27日 岡山県公報 第12772号

〔三九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年一月二十七日

岡山県知事

伊原木

隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字延後四七五番、字角ノ内六一六番一、六一六番二、六一六番三、六三四番一、六三五番一、四七五番から六三五番一まで地先道、四七五番地先道、四四〇番一から四三八番まで地先水路、六一六番一から六一六番三まで地先水路、四三八番地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

積水ハウス不動産株式会社

代表取締役 大高 一朗

許可年月日及び許可番号

令和七年十二月十二日岡山県指令建指第二一八号

三

令和8年1月27日 岡山県公報 第12772号

〔四〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字延後四七五番、字角ノ内六一六番一、六一六番二、六一六番三、六三四番一、六三五番一、四七五番から六三五番一まで地先道、四七五番地先道、四四〇番一から四三八番まで地先水路、六一六番一から六一六番三まで地先水路、四三八番地先水路

二 公共施設の種類

道路、公園、下水道、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

積水ハウス不動産株式会社

五 代表取締役 大高 一朗

許可年月日及び許可番号

令和七年十二月十二日岡山県指令建指第一一八号